

地域経済と連携した省CO2化手法促進モデル事業実施要領

第1 事業の目的

この実施要領は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金交付要綱（平成28年4月1日付け環地温発第1603301号）（以下「交付要綱」という。）第4条第6項の規定に基づき、同条第1項第四号に規定する事業（以下「補助事業」という。）であって、リース手法を用いて複数の施設を一括で改修し、初期コストを低減しつつコストメリットを享受するリース方式（以下「バルクリース」という。）により、中小規模地方公共団体が、地域のリース会社・地元工事会社等を活用して複数の公共施設を一括して省CO2改修を行うことで、地域内で資金を循環させながら公共施設を一括改修するスキームのモデルを形成することを目的とする。

第2 交付の対象となる補助事業

本事業では、以下の要件を満たすものを対象とする。

1. バルクリースによる低炭素設備導入調査事業

(1) 申請者

補助金の交付を申請できる者は、交付要綱第4条第2項第四号に定める者とする。（ただし、人口が25万人未満の地方公共団体に限る。）

(2) 補助要件

ア 対象とする施設は、(1)の申請者（2者以上の申請者が共同で申請する場合も含む。）が保有する複数の公共施設であること

イ 対象とする施設の空調設備・給湯設備・照明設備等（以下「設備」という。）を低炭素設備に改修するために必要な調査及び計画（以下「設備改修計画」という。）の策定を行うものであること。設備改修計画の策定に当たっては、複数種類の設備が複数の施設に導入されることを前提とし、以下の事項について検討するものとする

(ア) 対象とする施設ごとの設備の現状把握（数量、エネルギー使用量、光熱費及び維持管理費、二酸化炭素の排出量等）

(イ) 対象とする施設ごとの低炭素設備の導入数量、導入費用、導入による効果（エネルギー削減量、削減された光熱費及び維持管理費、二酸化炭素削減量等）、削減された光熱費及び維持管理費による導入費用の回収に必要な年数等

(ウ) 各々の低炭素設備が複数の施設に導入されることを前提とし、バルクリースによる効果（低炭素設備導入費用の削減効果、導入費用の削減による改修に必要な年数の短縮等）の試算

2. バルクリースによる低炭素設備導入支援事業

(1) 申請者

補助金の交付を申請できる者は、交付要綱第4条第2項第二号に定める申請者であること（ただし、定款又は寄附行為において低炭素設備に係るリースを行うことが可能な者に限る。）

(2) 補助要件

ア 対象とする施設は、1. の事業を実施した結果に基づき、選定した施設であること。ただし、選定した結果が以下の場合には対象外とする。

(ア) 低炭素設備の導入を行う施設が一つである場合

(イ) 補助事業において導入する低炭素設備が1種類の場合

(ウ) 各々の低炭素設備が複数の施設に導入できない場合

イ 1. の事業で策定した設備改修計画に基づき、事業を実施すること。

第3 維持管理

第2 2. の補助事業により導入した低炭素設備は、申請者又は事業主体の責任の下で適切な維持管理が講じられるものであること。また、導入に関する各種法令を遵守すること。なお、申請者及び事業主体は可能な限り、地球温暖化対策の広範な普及啓発に努めること。

第4 二酸化炭素削減量の把握等

第2 2. の補助事業により導入した低炭素設備について、稼働した実績による二酸化炭素削減量を算定すること。

また、環境省の求めに応じて、補助事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。

第5 事業報告書の提出

以下により事業報告書を提出すること。

1. バルクリースによる低炭素設備導入調査事業

(1) 事業報告書の記入事項

ア 設備改修計画

本報告の対象とする年度において、その年度の3月末時点の設備改修計画を別紙にて提出すること。

イ 計画に変更があった場合の原因

補助事業により策定した設備改修計画と内容に変更があった場合、その原因を分析し、その結果を詳細かつ具体的に記入すること

(2) 事業報告書の対象期間及び提出時期

事業報告書は、補助事業が完了した日からその年度の3月末までの期間及びその後の1年間の期間について作成し、当該年度の翌年度の4月30日までに提出するものとする。ただし、2. の補助事業の事業報告書が提出された場合、その年度以降の提出は不要とする。

2. バルクリースによる低炭素設備導入支援事業

(1) 事業報告書の記入事項

ア 低炭素設備の稼働状況

本報告の対象とする年度における低炭素設備の稼働状況を記入すること。

イ 二酸化炭素の削減量

(ア) 削減量

本報告の対象とする年度において、補助事業により導入した低炭素設備のうち

稼働した実績による二酸化炭素の削減量を、算定方法及び算定根拠とともに記入すること。なお、二酸化炭素の削減量見込みとともに当該年度の光熱量のデータ等、算定根拠として使用した具体的資料を添付すること。

(イ) 実績報告書における削減量に達しなかった場合の原因

(ア) の削減量が、実績報告書に記載した二酸化炭素削減量に達しなかった場合に、その原因を分析し、その結果を詳細かつ具体的に記入すること（実績報告書に記載した二酸化炭素削減量に達した場合は、記入を要しない。）。

ウ 今後の取組

バルクリースによる省 CO2 改修の推進について、報告の対象とする年度の翌年度以降の取組予定について、有望性や課題を含めて記入すること。

(2) 事業報告書の対象期間及び提出時期

事業報告書は、補助事業が完了した日からその年度の3月末までの期間及びその後の3年間の期間について毎年度作成し、当該年度の翌年度の4月30日までに提出するものとする。

附 則

この実施要領は、平成28年4月1日から施行する。